

## 令和6年（ワ）第49号損害賠償請求事件に係る 判決言渡しについて

令和6年（ワ）第49号損害賠償請求事件（令和6年7月10日付けで本市に訴えが提起されたもの）について、本日（令和6年9月20日）、判決言渡しがありましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- ・判決主文：原告の請求を棄却する。訴訟費用は、原告の負担とする。
- ・市長コメント：本市の主張が認められたものと認識しております。

\*訴えの概要：上告受理申立書中の受動喫煙訴訟（第1訴訟）控訴審（令和6年（ネ）第110号損害賠償請求事件）において被控訴人（武雄市）が提出した答弁書の記載の一部に、科学的（医学的）に誤った主張があり、このことで精神的苦痛を被ったとして、被控訴人に対し国家賠償法第1条第1項の規定に基づき300,000円の賠償請求をするもの。

### — 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部財政課	TEL 0954-23-9320
武雄市総務部総務課	TEL 0954-23-9315